

第 3 次 枕 崎 市 男 女 共 同 参 画 基 本 計 画 案 に 関 す る 意見公募手続（パブリック・コメント）の実施結果について

処 理 区 分	
A	意見の趣旨等を反映し，計画（案）に盛り込むもの
B	意見の趣旨等は，計画（案）に盛り込み済みのもの
C	計画（案）に基づく取り組みの検討に当たり参考にするもの
D	計画（案）に盛り込まないもの
E	その他要望・意見等

市民等からの意見の概要	処 理 状 況	処理区分
P22 (2) 雇用の分野における女性の参画拡大を図る取組の推進について、女性のエンパワーメントを支援する取組を加えるべきではないか。	女性が、雇用の分野に限らず、家庭や地域などの社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し行動できる能力をつけることは、男女共同参画社会の実現に大変重要な事です。そのためにも、雇用の分野においては、具体的施策①②において、女性活躍に関する研修や学習の機会の提供に努め、エンパワーメントを支援する取組を推進していきます。	B
P32 (1) 生涯を通じた男女の健康の包括的な支援について、②の中に生理の貧困の取組をいれるべきではないか。	生理の貧困については、社会全体で取り組むべき重要な問題であると考えます。具体的施策②健康に関する環境づくりの推進の中で、生理の貧困については取り組んでいきます。	B
P42 (1) 市の管理的地位に占める女性職員の割合について、評価指標を20%目標にするべきではないか。係長・主幹クラスの評価指標をだすべきではないか。	令和2年度の管理的地位に占める女性職員の割合は2.9%であり、この計画期間内で20%を達成することは、これまでの状況からは大変難しい目標設定となるため、「枕崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」で掲げている目標と同じ10%を評価指標としたいと考えます。また、現在、係長職に占める女性職員の割合は、令和2年度が35.7%となっており、「枕崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の目標も達成しているため、今回の計画で目標指標として掲載はいたしません。	C